

**みつはし社会保険労務士事務所**  
社会保険労務士 三橋 知香枝  
〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11  
TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054  
Mail : mitsuhashi@setgaya-sr.tokyo  
<http://setagaya-sr.main.jp/>

## 【今月のテーマ】

- 法改正情報
- 厚生年金加入、督促強化
- 時間外労働規制

## 法改正情報

第193回通常国会に提出され、衆議院で可決した「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が参議院でも可決・成立しました。今回の改正法は、雇用保険法、労働保険徴収法、育児・介護休業法、職業安定法の一部改正を一括して盛り込んだ形となっており、主な改正点は以下のとおりです。

### 1. 失業等給付の拡充

倒産・解雇等により離職した30～45歳未満の者の所定給付日数が次のとおり引き上げられます。

30～45歳未満：90日→120日

35～45歳未満：90日→150日

### 2. 失業等給付の保険料率および国庫負担率の時限的引き下げ

保険料率および国庫負担率が平成29～31年度の3年間について次元的に引き下げられます。

(保険料率 0.8%→0.6%)

### 3. 育児休業制度の見直し

原則1歳までの育児休業を6ヶ月延長しても保育所に入れない場合等に限り、さらに6カ月(2歳まで)の再延長が可能となります。併せて、育児休業給付の支給期間も延長されます。

### 4. 職業紹介の機能強化および求人情報等の適正化

ハローワークや職業紹介事業者等のすべての求人を対象に、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者等の

求人を受理しないことが可能とされ、求人者について、虚偽の求人申し込みをした場合、罰則の対象となります。また、勧告(従わない場合は企業名公表)など指導監督の規定が整備されることとなります。

## 厚生年金加入、督促強化

厚生労働省は来年度から、他業種に比べて厚生年金の加入が進んでいない飲食業・理容業への督促対策を強化することになりました。

飲食業・理容業の事業所は、事業許可等の申請の際に保健所などの窓口で加入状況を確認され、未加入の場合は日本年金機構に通報されることとなります。このような許可・更新時に社会保険の加入状況を確認するという取り組みは、建設業ではすでに厚労省と国土交通省と協力し行われています。

また、国税庁から納税情報の提供を受ける回数も年2回から大幅に増えます。

## 時間外労働規制

政府の働き方改革実行計画が、残業の上限時間を「最長で月100時間未満」とすることでまとまりました。実行計画は残業上限を繁忙期でも月100時間未満、2～6カ月の平均で80時間とし、1年の合計で720時間に収める内容となっています。

ただし、自動車の運転業務や医師らに対しては、この規制の適用が5年間猶予されることになりました。